

錦帯橋風致地区風致保全方針（R3.11.1 変更）

1. 本地区の特性及び課題

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いの後、初代岩国藩主となった吉川広家公が、錦川が山裾を取り巻く城山に居城を構え、土手を築くことで川を治め、錦川の右岸に横山地区、左岸に岩国地区からなる岩国城下町を建設した。この兩岸を結ぶため、延宝元年（1673）に、約200mの川幅を渡す錦帯橋が架橋され、その特徴的な形が江戸時代から名所として広まり、多くの来訪者が賑わう景勝地となった。

本地区は、この近世からの景勝地である錦帯橋を中心に、清らかな流れを湛える錦川の水辺、城山の豊かな樹林地等、錦帯橋と一体となった景勝地を構成している岩国城下町の一部からなる区域である。

城山は、吉川家入封以来約400年間伐採が禁止されており、現在でも国有林として豊かな自然景観が保全されている。また城址として石垣や塹壕等、歴史的な遺構も多く残る。

錦川に架かる錦帯橋は国指定名勝として保全されているとともに、錦帯橋を中心とした景観は、錦川の流れと周囲の山々、川沿いの桜や町並みとともに一体的な水辺景観を作り出している。また、この眺めは、江戸時代から多くの絵画や刷り物にも描かれ、多くの物見の往来を生み出し、岩国城下町における自然と人の営みがつくりだす文化的景観を形成している。

また、本地区の一部区域は、重要文化的景観である「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の範囲に含まれており、都市の風致を成す城山や錦川をはじめとした自然景観と文化的景観の保全・継承に向け、歴史ある都市における良好な都市環境を住民・事業者とともに維持・整備していく必要がある。

2. 風致地区指定の目的

豊かな自然林が保全されている城山の自然景観と、清らかな流れを湛える錦川、そこに架かる錦帯橋及び錦川と一体を成す水辺景観、岩国城下町における武家地等に由来する緑豊かな市街地が一体となった都市の風致景観の保全と継承を目的とする。

3. 特に風致を維持すべき土地の状況及び区域、枢要な森林の指定の方針

城山は、東面においてシイを主体とした照葉樹林等が広がる自然林からなる樹林地で、錦帯橋とともに眺められる山容は、岩国城下町を特徴づける自然景観である。

また、城山の山麓に広がる横山地区は、かつての武家地の風情を継承し、通りに面して門・塀が連なり、塀越しの庭木の緑が豊かな低層住宅地として、背景となる城山の自然と調和した良好な市街地環境が保全されている。また、掘割の水辺等をはじめとした吉香公園とともに、ゆとりと潤いある景観が保全されている。

また、平時には穏やかで清らかな流れである錦川には、独特の構造美を持つ錦帯橋が架かり、河川沿いでは石積の護岸や桜並木、川と向き合う町家等からなるまちなみが一体となった風向明媚な景観が形成されている。

これらの区域を特に風致を維持すべき地区とし、城山の樹林地は枢要な森林として保全を図る。

4. 風致地区の区分に関する事項

(1) 規制の種類（段階規制）の考え方

1) 種別の定義

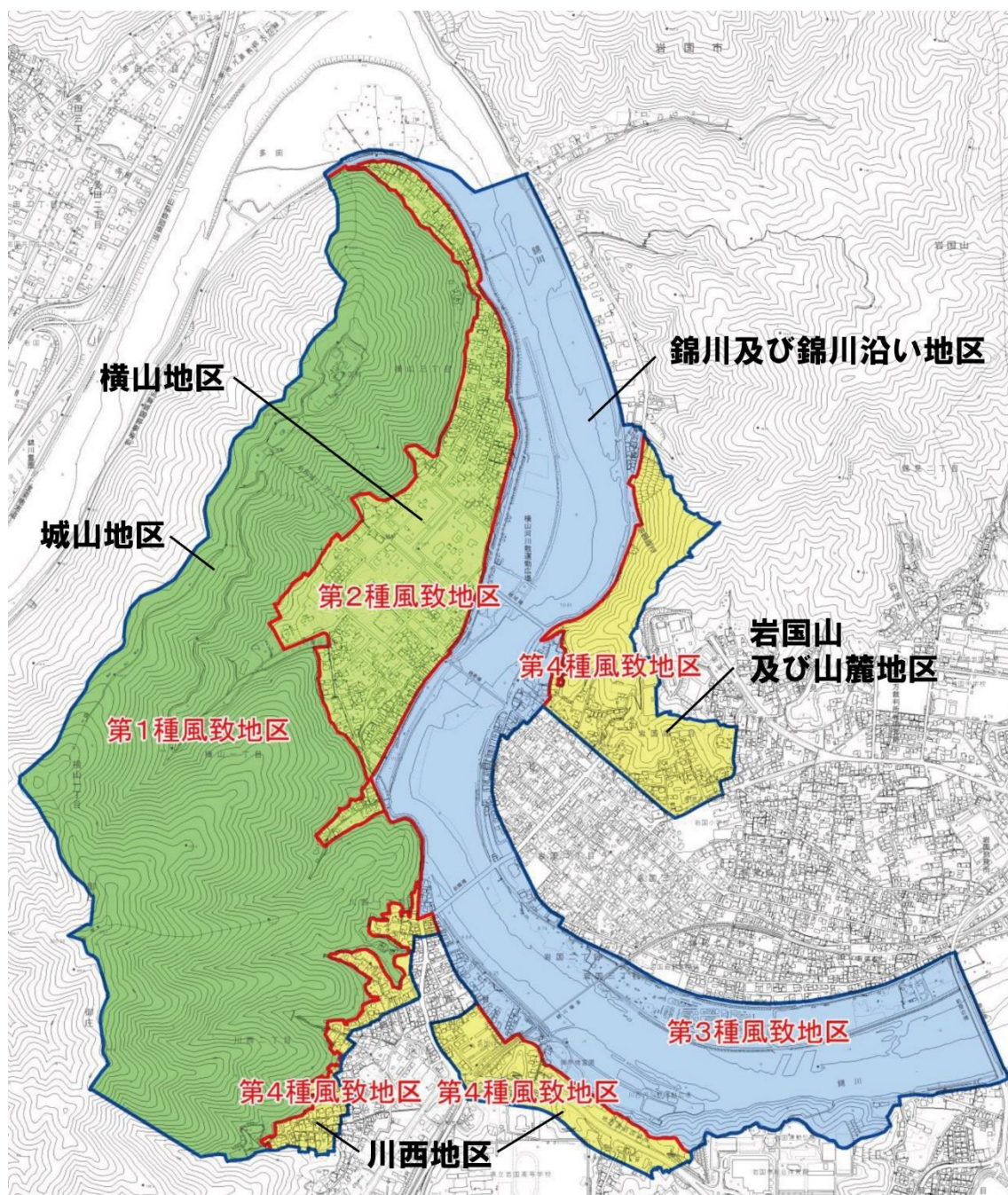
岩国市風致地区条例では、風致地区内の土地の状況に応じ、規制の内容に段階を設けており、本地区で適用する種別は以下の通りである。

種別	定義
第1種風致地区	良好な自然環境を有する地区で、現存の風致を維持する地区
第2種風致地区	良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、現存の風致を維持する地区
第3種風致地区	良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、自然的景観と調和した土地利用に配慮して、現存の風致を維持する地区
第4種風致地区	良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、都市的土地利用との調和に配慮して、現存の風致を維持する地区

2) 段階規制の考え方

本地区は、区域内を5つのエリアに分け、それぞれの土地の状況に応じ、以下の段階規制の考え方にに基づき種別を指定する。

- ・国有林である城山は、岩国自然休養林に指定されており、適切な管理のもと豊かな自然環境が保全されている。また、その山容は歴史的に象徴的な山として錦帯橋や錦川からの眺望の対象である。この良好な自然環境と景観を保全するため、「**第1種風致地区**」に指定する。
- ・横山地区は、城山の山麓で錦川右岸に位置し、岩国城下町の武家地として整備されたことに由来を持つ住居系市街地である。市街地の背後に城山の樹林地、眼前には錦帯橋のかかる錦川といった豊かな自然環境に隣接するとともに、地区内には吉香公園や寺社等の緑、門・塀に囲まれた敷地内の庭木、低層の住宅地によるゆとりと潤いのある市街地環境が維持されている。この良好な市街地環境を保全し、岩国城下町の文化的景観を保全・継承するため、「**第2種風致地区**」に指定する。
- ・錦川及び錦川沿いは、錦川の水の流れと広い河川敷、土手の桜並木等からなる良好な自然景観を有している。また岩国地区の河川沿いの市街地では、岩国城下町における川と向き合う暮らしを継承した水辺と連続した文化的景観が継承されている。この良好な自然環境及び文化的景観を保全・継承するため、「**第3種風致地区**」に指定する。
- ・岩国山及び山麓は、錦川左岸に位置し、錦帯橋を中心に城山と対を成す豊かな樹林地からなる自然景観を有している。また山麓の住宅地は、かつての岩国城下町の武家地に由来する地区で、背後の岩国山の自然と敷地内の庭木等からなる緑豊かな市街地景観を形成している。この良好な市街地環境を保全し、緑豊かな市街地景観の形成を図るため、「**第4種風致地区**」に指定する。
- ・川西地区は、錦川の右岸、城山の南に位置し、かつての岩国城下町の武家地等に由来する住居系市街地である。城山の山裾の傾斜地にそって低層を中心とした住宅地が広がるなど、城山や錦川等の自然環境を享受する住環境が形成されている。この良好な市街地環境を保全し、緑豊かな市街地景観の形成を図るため、「**第4種風致地区**」に指定する。



■ 錦帯橋風致地区の区分図

(2) 許可基準の考え方

風致地区内における行為の規制内容については、都市計画法第 58 条により、政令で定める基準に従い、岩国市風致地区条例第 4 条に規定する行為に対し、第 5 条において許可の基準を定め、必要な規制を行うことにより、都市の風致の維持を図ることとする。

なお、各基準で求める維持すべき風致については、「5. 風致の維持・創出のための施策の方針」に基づき判断することとする。

また、各基準における配慮の考え方を示すものとして、別途「錦帯橋風致地区ガイドライン」を定め、配慮すべき事項に関する周知を図る。

5. 風致の維持・創出のための施策の方針

錦帯橋風致地区では、錦川や城山を中心とした自然環境と、錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観の保全を図るとともに、地区内の各地区の特性に配慮した風致の維持・創出を推進する。

(1) 城山地区（第1種風致地区）

- ・照葉樹林等が広がる良好な自然環境を有する地区であることから、樹林地の保全を図る。
- ・岩国城址の石垣等の遺構が残されており、地区内に残る歴史的資源の保全を図る。
- ・城山の山容は、錦帯橋や錦川とともに眺められる要素であることをふまえ、樹林地がつくりだす景観及び山の稜線、尾根線がつくりだす景観の保全を図る。

(2) 横山地区（第2種風致地区）

- ・城山の山麓に広がる低地に位置し、岩国城下町の武家地に由来する地区であり、掘割や水路等の水辺や石垣等の歴史的な遺構の他、歴史的な建造物等が多く残るとともに、吉香公園内の樹木や桜並木、社寺地の緑等、豊かな自然環境も有しており、この自然と歴史が調和する市街地環境の保全を図る。
- ・道路に面して門・塀が連なり、敷地内には低層の住宅と庭木の緑が配されることにより、通りからは塀越しに屋根や壁面が垣間見えるという、武家屋敷地の構えを継承した土地利用が継承された特徴ある景観が形成されており、このゆとりと潤いのある、落ち着いた市街地環境の保全を図る。
- ・錦川沿いの旭町では、本地区で唯一の町人地であった歴史を伝える町家の保全を図ることとし、川側に間口が向く平入りの低層の建物が連なり、土手沿いの桜並木や眼前の錦川と一体となって眺められることをふまえ、川と向き合う都市の暮らしを伝える特徴ある水辺景観の維持・保全を図る。
- ・建物の基礎等に使用される石垣や嵩上げ地盤による土地利用は、浸水への備えを継承した土地の使い方であることをふまえ、この景観の維持・保全を図る。

(3) 錦川及び錦川沿い地区（第3種風致地区）

- ・錦川では、多様な生物の生息のための河川環境の保全を図る。
- ・広い河川敷、土手や現存する石出し護岸等の歴史的な遺構、水防林（竹林）、桜並木等は、川と向き合う都市の特徴を今に伝えるとともに、名勝錦帯橋とともに眺められる風景を構成しており、特徴ある水辺景観の維持・保全を図る。
- ・錦帯橋下河原は、錦川と錦帯橋、河川沿いが一体となった水辺景観となるよう保全を図る。
- ・錦川沿いでは、錦川の水辺や桜並木、河畔林等の自然景観との連続性に配慮し、庭木の緑化等による景観形成を図るとともに、錦帯橋や臥龍橋、錦城橋等の橋上や、河川敷、河川沿いの歩行空間等からの広がりのある眺望景観の維持・保全を図る。
- ・特に、錦川沿いの土手町等では、建物にナカドテを内包する懸作りの構造等を有し、主にナカドテ側の道路に面して間口が向き、低層の建物が建ち並ぶ特徴あるまちなみの維持・保全を図る。また、川を眺める居室を上階に有する暮らしや生業を継承する建物外観が錦川の水辺や錦帯橋と一体となって特徴ある景観を形成しており、多くの来訪者の眺望の対象となっ

ていることに配慮し、この特徴ある水辺景観の保全・形成を図る。

(4) 岩国山及び山麓地区（第4種風致地区）

- ・岩国山では、豊かな樹林地の保全を図るとともに、錦川や錦帯橋等からの山への眺望を阻害しないよう自然景観の保全を図る。
- ・山麓地区は、岩国城下町の武家地に由来する地区であり、道路沿いに門・塀・生垣等が連なり、敷地内には低層の住宅と庭木の緑が配されることにより、通りからは塀越しに屋根や壁面が垣間見えるという、武家屋敷地の構えを継承した土地利用が継承された特徴ある景観が形成されていることから、背後に広がる岩国山の樹林地と一体となった、緑豊かな落ち着いたきのある市街地環境及びまちなみの保全を図る。

(5) 川西地区（第4種風致地区）

- ・城山の南山麓や錦川に近接する場所に位置し、岩国城下町の武家屋敷地に関連する市街地として形成された地区であり、敷地内には低層の住宅と庭木の緑が配されることにより、落ち着いたきのある市街地環境が形成されていることから、背後に広がる城山等の樹林地と一体となった、緑豊かな落ち着いたきのある市街地環境及びまちなみの保全を図る。

6. その他風致の維持・創出に関し重要な事項

(1) 関連施策との調整

- ・本地区の一部区域は、重要文化的景観「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の範囲であることから、文化的景観の保全・継承に向けた取組と整合を図りながら、現存する風致景観の維持・創出を図るため、文化財行政及び景観行政と連携・調整を図った制度運用を行うこととする。
- ・岩国市景観計画で定める「景観形成基準」との整合・調整を図るとともに、重点地区が指定されている横山地区及び岩国地区では、岩国市景観条例に基づく事前協議が義務付けられていることをふまえ、風致許可申請においても、計画の早い段階から連携・調整を図った制度運用を行うこととする。
- ・城山は、国有林であるとともに、自然休養林や風致保安林に指定されており、これらの他制度と整合・調整を図った制度運用を行うこととする。

(2) 市民・事業者・行政が取り組むべき事項

- ・風致地区の自然的景観の保全に対する意識を高め、景観まちづくりを推進する。
- ・住宅敷地内等への積極的な植栽、かき・さくの生垣化や擁壁の緑化、花壇やプランター設置など種々の取組により、周辺の風致と調和した緑豊かな市街地の形成を推進する。
- ・小規模な建築物の建築や各種の法律に基づき行う行為等、岩国市風致地区条例の許可を要しない行為を行う場合においても、現存の風致を維持するため、それぞれの地区で定められた許可基準をふまえたものとなるよう配慮する。